

平成19年 5月25日

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正について

(概要)

小型漁船の海中転落による死亡・行方不明事故の防止のため、本年3月に「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」が改正され、1人乗り小型漁船の乗船者について、連絡手段を確保していても、漁ろう中に小型船舶用救命胴衣等の着用を義務付けることとなった。

改正された規則は、平成20年4月1日より施行されることとされているが、九州運輸局としては、今後とも、関係者に対する周知を徹底し、海難防止に向けた取り組みを積極的に行うこととしている。

(改正の背景等)

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和26年運輸省令第91号)は、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年運輸省令第149号)に基づき、小型船舶操縦者の遵守事項の詳細等必要な事項を定めている。

今般、一人乗り小型漁船における船外転落事故が依然として多発していることから、この遵守事項のうち、船外への転落に備えた措置を見直すことが必要となった。

公 布 平成19年3月30日

施 行 平成20年4月 1日

<問い合わせ先>

九州運輸局海上安全環境部

海技資格課 担当：山下・深江

電話092-472-3176